令和８年（フ）第１８３号
三重県四日市市高花平三丁目１番地51　市営413
債務者　佐藤好太郎
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８４号
三重県四日市市稲葉町４番９号　障がい者グループホームしらゆりケアこゆり稲葉町、前住所三重県四日市市智積町3437番地11　障がい者グループホームしらゆりケアこゆり智積
債務者　荒木伸一郎
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８５号
三重県四日市市大字泊村1050番地の13　養護老人ホーム　寿楽陽光苑、住民票上の住所三重県四日市市西浦一丁目10番18号　メゾン・ド・エルⅢ－５Ｂ
債務者　乾　　啓
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８７号
三重県四日市市三ツ谷東町３番26－304号　グラン・コート四日市
債務者　本多　　誠
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１１６号
滋賀県犬上郡豊郷町大字石畑541番地１（203号）、前住所滋賀県湖南市岩根499番地131（Ｋ－305号）
債務者　濱田　俊光
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１２８号
滋賀県蒲生郡日野町大字川原1065番地
債務者　宇田　昭子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１８７号
奈良県橿原市曽我町701番地の８
債務者　小村かなえ
1　決定年月日時　令和８年７月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第１０３号
島根県出雲市灘分町659番地８　カサベルテＡ－203、申立時の住所島根県松江市上乃木九丁目２番８－302号　コスモスⅢ
債務者　国本　哲哉
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１７４号
愛媛県松山市朝生田町５丁目２番10号　パルコート松山201号
債務者　大西　裕美
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４４号
愛媛県松山市北条辻934－13
債務者　玉井　佑果
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２９８号
熊本市西区池田２丁目52番３－103号
債務者　牧野　三枝
1　決定年月日時　令和８年７月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４１４号
大分県別府市朝見１丁目18番13号　シェアハウスらいむ
債務者　仲村　文子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７７号
大分県中津市大字上如水1282番地２　永岡アパート３号
債務者　植嶌志代里
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第２９８号
宮崎県西都市大字岡富1208番地１　市営瀬口住宅132号
債務者　藤井　米子
1　決定年月日時　令和８年７月31日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５８号
宮城県柴田郡柴田町船岡東４丁目15番１－３号、前住所宮城県柴田郡柴田町船岡中央３丁目１番２号
債務者　渡邉　寛孝
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第６２号
宮城県柴田郡大河原町字錦町７番地11　４号棟
債務者　林　　次郎
1　決定年月日時　令和８年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年９月30日まで
仙台地方裁判所大河原支部